

令和7年 4 月7日

保護者 様

新潟県立出雲崎高等学校長
真島 徳衛

いじめの定義確認と令和6年度いじめ認知件数について

本校では「新潟県立出雲崎高等学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止対策に取り組むとともに、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知し、早期解決に向けて組織的に対応することとしています。

●いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法の制定に伴い、いじめの定義は「一方的」、「継続的」とする旧来のもの*から大きく転換されています。

* 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義（平成6年～）

・新潟県では「新潟県いじめ等の対策に関する条例」で「いじめ類似行為」もいじめと同様に扱い指導を行います。

〔ポイント〕

いじめ類似行為とは？

例えば・・・SNS等で悪口を書き込まれたことに対して、書かれた本人が知らないとしても、その行為を知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合

●いじめ認知件数

令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）

出雲崎高校における

いじめ認知件数 12件

*本校では積極的な認知により、迅速な初期対応と重大化を防ぐ取組を心がけています。